

# 栄町公民館 利用規定

- 1) 目的 第1条 この規定は、大野城市公民館等設置条例における栄町公民館（以下公民館という）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2) 定義 第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 利用料とは、部屋代及び冷暖房費をいう。
  - (2) 区民団体（A団体）と区民外団体（B団体）との区別は、講師を含め受講者が過半数を目安に分けるが館長判断が優先する。
- 3) 利用時間 第3条
  - (1) 公民館の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。
  - (2) 館長は、特別な事情があると認められる場合は、前項の利用時間を変更することが出来る。
- 4) 休館日 第4条 公民館の休館日は、次の通りとする。
  - (1) 毎週月曜日
  - (2) 毎月第3日曜日
  - (3) 館長が定める夏季休館日及び年末年始休館日
  - (4) 国民の祝日
  - (5) 月曜日が前項（4）号の休日にあたる場合は翌日の火曜日
- 5) 利用料 第5条
  - (1) 利用料金は別表1-(1)に定める。
  - (2) 備品貸出料金は別表1-(2)に定める。第6条 (1) 区の附属機関及び隣組長が使用する場合は全て無料とする。  
第7条 (1) 別表1-(3)の団体が使用する場合、減免する事が出来る。  
(2) 館長は、特別な事情があると認めた場合、減免する事が出来る。
- 6) 公民館利用時の遵守事項
  - 1) 時間は入室時間から、後片付け後の退室時間までとする。
  - 2) 特定の政党・宗教活動の使用は原則認めない。
  - 3) 物品販売等営利目的とする企業団体の利用は原則認めない。
  - 4) 冷暖房の使用については事務所または管理人に許可を得る事。
  - 5) コピー、ファックスなどは一枚10円とする。（カラーコピー50円）
  - 6) 公民館使用申込書に必要事項を記入し、原則事前に提出する事。
  - 7) 使用料金の支払い日は毎月末締切か使用都度事務所に支払う事。
  - 8) 備品・物品は大切に取扱い、施設の設備等破損した場合、損害を賠償する事。

## 別表 1

### (1) 栄町公民館 利用料金 (1 時間当たり・単位円)

部屋別	区民団体 (A 団体)		区民外団体 (B 団体)	
	部屋代	冷暖房費	部屋代	冷暖房費
集会室	600	500	900	500
学習室	400	300	600	300
和 室	400	300	600	300
図書室	400	300	600	300
調理室	500	300	700	300

※調理室の部屋代はガス代及び調理に必要な備品などの料金を含む

### (2) 備品貸出料金

品 名	料 金
机 (高机・低机)	200 円/台
椅 子	50 円/脚
テ ン ト	1,500 円/1 張

### (3) 利用料金を減免する団体 (冷暖房費を含む)

- 1) シニアクラブ
- 2) 福祉推進会
- 3) 子ども育成会・栄町文庫
- 4) 食生活改善推進会
- 5) 体育部会
- 6) その他 館長が許可する団体

上記利用料金等は、平成 30 年(2018 年)10 月 1 日改定実施する。